



島根県報

平成19年12月 7 日 (金)
第 1,938 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

農業振興地域の指定の一部改正 (2 件)	(農 業 経 営 課)	1
換地処分	(農 村 整 備 課)	1
中型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間	(水 産 課)	2
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧	(経 営 支 援 課)	2
公有水面埋立免許の出願	(港 湾 空 港 課)	2
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	4
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(")	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	5
---------------------------	-------------------	---

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消		6
------------------------	--	---

告 示

島根県告示第993号

農業振興地域の指定 (昭和45年島根県告示第293号) の一部を次のように改正する。

平成19年12月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 松江地域の項中「平成16年島根県告示第62号」を「平成19年島根県告示第834号」に改める。

島根県告示第994号

農業振興地域の指定 (昭和45年島根県告示第892号) の一部を次のように改正する。

平成19年12月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 安来地域の項中「平成16年島根県告示第62号」を「平成19年島根県告示第834号」に改め、7 東出雲地域の項中「平成16年島根県告示第62号」を「平成19年島根県告示第834号」に改める。

島根県告示第995号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、平成19年11月28日付けで県営土地改良事業に係る阿宮地区第 2 工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定により告示する。

平成19年12月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第996号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1 そうまき動力付中型まき網漁業及び2 そうまき無動力中型まき網漁業）に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を平成19年12月10日から平成19年12月17日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成19年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第997号

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条第1項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第4項において準用する同法第36条第7項の規定により、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者は、次の2に定める縦覧期間満了の日までに、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成19年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案

- (1) 松江市東朝日町151、151 - 20、151 - 50、151 - 59、151 - 65
- (2) 松江市朝日町661
- (3) 松江市朝日町461 - 4、461 - 5、461 - 14、472 - 2の一部、478 - 2の一部、592 - 1、592 - 3

2 縦覧期間

平成19年12月7日から同年12月21日まで

3 縦覧場所

島根県商工労働部経営支援課及び松江市産業経済部商工課

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見の内容

エ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第998号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成19年12月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ平成18年秋分の満潮位 (D.L. + 0.424メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 金峯山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から288度25分17秒、1,149.18メートルの地点

の地点 の地点から108度19分05秒、34.64メートルの地点

の地点 の地点から198度19分05秒、40.00メートルの地点

の地点 の地点から288度19分05秒、34.64メートルの地点

ウ 面積

1,385.55平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡隠岐の島町大字中町字目貫の四61番の地内並びに地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とSの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 金峰山三等三角点 (北緯36度12分00秒2178、東経133度20分50秒2691) から298度28分25秒、1,166.76メートルの地点

Bの地点 Aの地点から124度00分53秒、71.20メートルの地点

Cの地点 Bの地点から160度26分15秒、12.38メートルの地点

Dの地点 Cの地点から124度06分55秒、70.70メートルの地点

Eの地点 Dの地点から34度06分45秒、5.00メートルの地点

Fの地点 Eの地点から108度18分55秒、28.64メートルの地点

Gの地点 Fの地点から198度18分55秒、255.24メートルの地点

Hの地点 Gの地点から288度18分55秒、203.87メートルの地点

Iの地点 Hの地点から24度22分58秒、9.71メートルの地点

Jの地点 Iの地点から23度40分35秒、5.50メートルの地点

Kの地点 Jの地点から23度30分09秒、81.80メートルの地点

Lの地点 Kの地点から23度20分13秒、15.17メートルの地点

Mの地点 Lの地点から23度26分52秒、14.47メートルの地点

Nの地点 Mの地点から20度59分30秒、9.07メートルの地点

Oの地点 Nの地点から18度34分40秒、3.80メートルの地点

Pの地点 Oの地点から18度28分39秒、4.23メートルの地点

Qの地点 Pの地点から16度20分44秒、1.85メートルの地点

Rの地点 Qの地点から108度19分05秒、17.23メートルの地点

Sの地点 Rの地点から18度31分13秒、100.85メートルの地点

ウ 面積

50,626.08平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願の年月日

平成19年11月22日

5 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場

島根県告示第999号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成19年島根県告示第11号）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。

平成19年12月7日

島根県知事 溝口善兵衛

表松江市の項中

長者原団地	- (735円)
-------	-------------

を

長者原団地	1,680円
-------	--------

に、

- (525円)	を	1,470円
-------------	---	--------

に、

- (945円)	を	1,890円
-------------	---	--------

に、

- (735円)	を	1,680円	に改め、表益田市の項中
- (735円)		1,680円	

- (420円)	を	1,365円
-------------	---	--------

に、

土井団地	- (525円)
------	-------------

を

土井団地	1,470円
------	--------

に、

仙道団地	- (105円)
------	-------------

を

仙道団地	1,050円 (105円)	に改める。

島根県告示第1000号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成19年島根県告示第134号）の一部を次のように改正し、平成19年12月 7 日から施行する。

平成19年12月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表益田市の項中

	昭和55	を
--	------	---

	昭和55	に改める。
木造 2 階建	平成19 0.95	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 申請のあった年月日
平成19年11月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人元気でネットワーク
- 代表者の氏名
原田 賢治
- 主たる事務所の所在地
島根県大田市鳥井町鳥井943番地26
- 従たる事務所の所在地
なし
- 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や身体障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り、地域住民と共に地域活動に参画し、健やかに暮らせる社会の実現を目指し、地域福祉の向上に関する事業を行い誰もが安心して暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。
- 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

県央地区県政情報コーナー（あすてらす2階）

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第110号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成19年12月7日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
日原共存病院	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	平成19年10月31日